

帳簿の作成方法

① 優良な電子帳簿

(訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、法人税の青色申告の恩典に②との区分はない)

※ 個人・法人合わせて27万件程度

② 複式簿記による帳簿

(会計ソフトを用いた「その他の電子帳簿」により複式簿記へのハードルは低下)

※ 法人はほぼ100%が、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。

③ 簡易簿記・現金主義など

※ 個人事業者の3割程度。

④ 記帳不備・無記帳(無申告)

それぞれの課題認識

・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。

・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。

・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。

・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。

・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。

・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。

・記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。

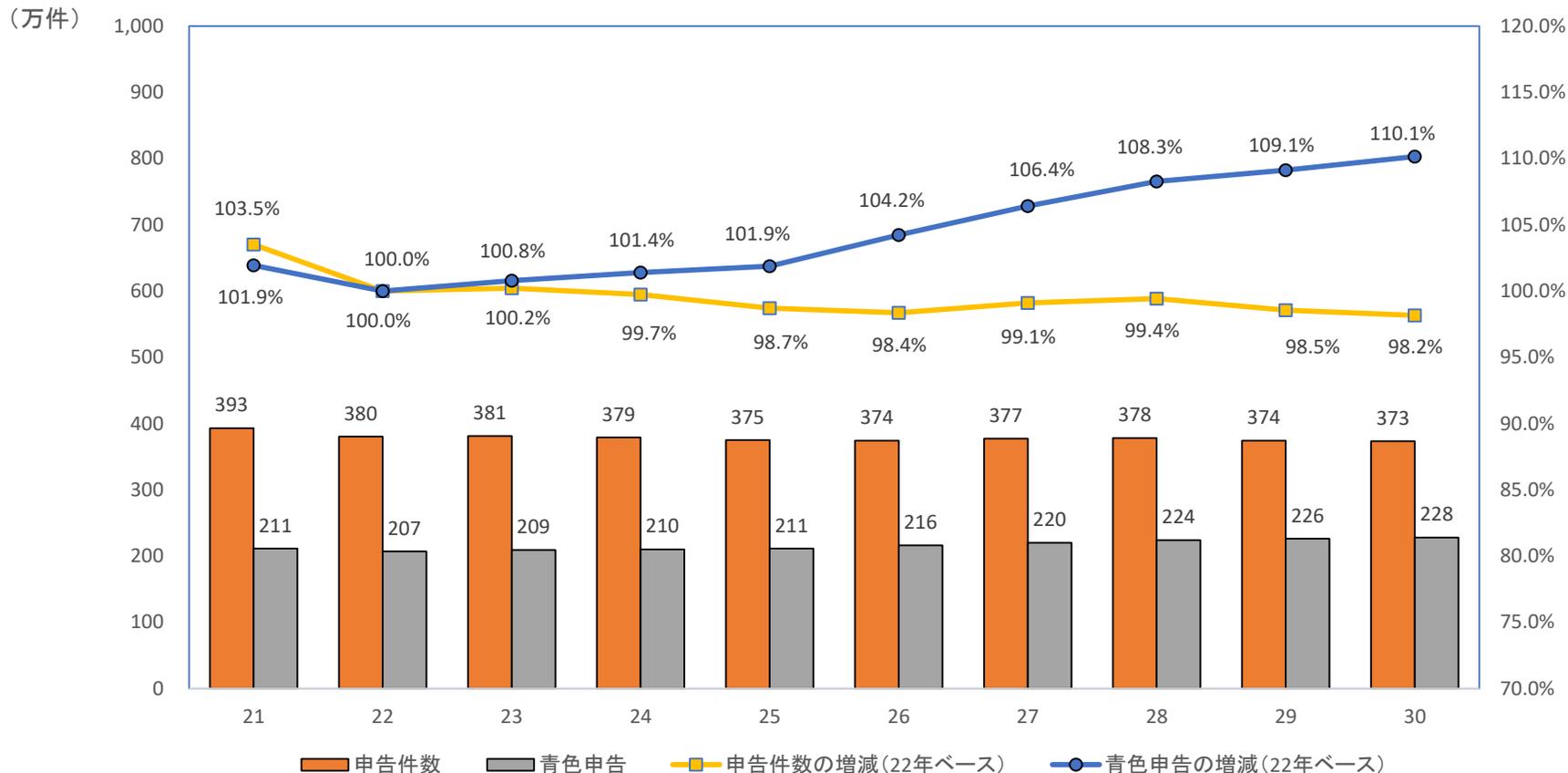
・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。

記帳の状況などに関する 税務執行上の課題について

(令和3年8月10日専門家会合 国税庁資料抜粋)

個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は、平成21年は393万件あったが、平成30年には373万件まで減少。
- 個人事業者の青色申告件数は、平成22年から平成30年までで21万件（約1割）増加。



(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度(出所)国税庁調

個人事業者の簡易簿記での記帳年数

- 令和元年分の確定申告において簡易簿記で記帳・青色申告している者の3分の1は、開業から10年以上経過しても簡易簿記のままとなっている者が占めている。

開業	割合	累計割合
1年目	6.7%	6.7%
2年目	8.8%	15.5%
3年目	8.8%	24.4%
4年目	8.7%	33.0%
5年目	8.0%	41.1%
6年目	7.4%	48.5%
7年目	6.7%	55.2%
8年目	6.0%	61.2%
9年目	5.4%	66.6%
10年以上	33.5%	100.0%
合計	100.0%	—

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況(令和元年分)。

(出所) 国税庁調

適正な記帳等が行われていない事例

- ① 簿外経費の主張として、事後的に大量の領収書を提出した事例
⇒ 後出し的な簿外経費の主張であっても、当局側が多大な事務量を投下してその真偽を確認する必要があった。
- ② 簿外経費の主張によって刑事告発を断念した事例
⇒ 犯則事件として着手したが、簿外経費がないことの立証が困難として、法人税法違反での告発を断念。
- ③ 連年事業を行うも無記帳無申告の者に対する推計課税事案
- ④ 事業により連年多額の利益があるにも関わらず無申告の事案
⇒ 無記帳の者に対しても、推計課税時には同業者と同程度の必要経費が認容される。
記帳や帳簿保存義務を果たさなくても「仮装隠蔽」に該当せず重加算税の賦課が困難。
- ⑤ 暗号資産売買により多額の利益があるにも関わらず無申告の事案
⇒ 個人については、記帳義務や書類保存義務がない所得もあり、無申告に対する重加算税賦課が更に困難な場合も存在。